学校いじめ防止基本方針

静岡県立富士特別支援学校

第１章　基本的事項

１　いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第２条によるいじめの定義　児童等：児童生徒）

（１） 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（２） いじめであるか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子の周りの状況や因果関係についてできる限りの調査をして判断する。

（３） いじめの認知は、特定の教職員だけではなく、「学校におけるいじめ防止等のための組織」を活用して行う。

（４） 行為を行った生徒に悪意がない場合や、障害特性、認知特性、コミュニケーション上の課題等が背景にある場合であっても、それのみをもっていじめではないと判断しない。被害を受けた生徒の心身の苦痛、行動の変化、当該行為が行われた状況、周囲の生徒及び家庭から得られた情報等を総合的に把握し、「いじめ防止対策委員会」において組織的に判断する。なお、いじめの認知と、行為を行った生徒の障害特性等を踏まえた教育的な指導・支援の方法については分けて検討する。

（５）具体的な「いじめの態様」は、以下のものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（６）「いじめ」の中には、警察と連携・対応をとることが必要なものもある。

○「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められるもの。
○生徒の生命、身体及び財産に「重大な被害」が生じるもの。

2　いじめの理解

（1）「いじめ」はどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。

（2） いやがらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、被害にも加害にもなりうるものである。

（3）「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、複数の者から集中して行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」へと発展し、生命や身体に重大な危険を生じることがあるということを十分理解しておく必要がある。

（4）いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周りでおもしろがったり周辺で暗黙の了解を与えたりする観衆や傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（5）他者からは小さなことに見える事柄でも、以前経験したことを思い出して、つらいと感じるケースが多いということを理解しておかなければならない。

（6）本校においては、生徒の障害特性や発達段階、理解力、認知特性、コミュニケーション能力等により、当事者間で行為の意図や受け止め方に相違が生じる場合がある。そのため、本人の言語による説明のみで判断するのではなく、表情や行動の変化、日常生活の様子、周囲の生徒や教職員、家庭からの情報等を総合的に把握する。

また、必要に応じて自立活動等と関連させ、適切な意思表出、相手との距離の取り方、援助要請の方法、人との関わり方等について指導・支援を行う。

3　いじめ防止等の基本的な考え方

（1）いじめの防止

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには下記の観点が重要である。

全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止	○全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。 ○いじめの背景にある「ストレス」等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。 ○全ての児童生徒が「安心」でき、「自己肯定感」や「充実感」を感じられる学校生活づくり。
心の通う人間関係を構築する能力の素地	○児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など。
いじめを生まない土壌	○いじめの問題への取組の重要性について地域住民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進する。

（2）いじめへの対処

教職員は、いじめであるか否かを個人で判断して対応を完結させることなく、「いじめの疑い」が生じた段階で、速やかに管理職及びいじめ防止対策委員会に報告する。いじめの認知及び対応

方針については、同委員会を中心として組織的に判断する。

（３）家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭と連携する。具体的には、必要に応じてＰＴＡ役員会等でいじめの問題について協議する機会を設けたり、地域の学校関係機関に加わってもらった学校運営協議会を設置したりして地域、家庭と連携した対策を推進する。

（４）関係機関との連携

学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携をする。

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から情報共有体制を構築しておく。

〇教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図る。

〇法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ周知する。

４　いじめの相談窓口と体制

（１）相談・通報窓口

- 学級担任、または管理職
- 生徒及び保護者は、学級担任に限らず、校長、副校長（教頭）、部主事、生徒指導担当、養護教諭、その他信頼できる教職員のいずれにも相談することができる。
  相談を受けた教職員は、自らのみで対応を完結させず、速やかに管理職及びいじめ防止対策委員会に情報を共有する。
  また、いじめ防止対策委員会を学校としての相談・通報窓口とする。

（２）保護者への周知と対応

- 担任面談のほか、養護教諭・スクールカウンセラー・外部機関等へも相談可能な旨を、配布文書や学校 HP 等で発信する。

（３）児童生徒への配慮

- 意思表示や会話が苦手な児童生徒には、状況に応じて個別の相談機会を設けるなど柔軟に対応する。相談や聴き取りに当たっては、生徒の実態に応じ、絵カード、写真、選択肢、筆談、ICT 機器、コミュニケーション支援機器等を活用する。また、本人が安心して意思表出できる教職員や支援者の同席等についても配慮する。
  本人から言語による訴えがない場合であっても、表情、行動、登校状況、保健室利用、特定の人や場所を避ける様子等の変化を、いじめの可能性を示すサインとして捉える。

（４）体制構築の目的

- 相談者が安心して話せる環境を周知・確保することで、いじめの早期発見・早期対応を徹底します。

第２章　いじめ対策のための組織

１　組織名

静岡県立富士特別支援学校　いじめ防止対策委員会

２　構成員等

委員長　：校長　副委員長：副校長、教頭
常任委員：部主事、生徒指導課長、養護教諭、教務課長、（地域連携課長）
外部委員：学校運営協議会委員

３　役割

（１）いじめに関する情報の集約と共有化
（２）いじめであるかどうかの判断
（３）学校いじめ防止基本方針に沿った組織的な対応の確認
（４）学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、計画的な実施のチェック
（５）いじめ防止等の取組についての検証
（６）いじめの相談・通報窓口
（７）いじめの疑いに関する報告を受けた際の初動対応及び役割分担の決定
（８）被害生徒の安全確保及び支援計画の作成
（９）保護者への連絡、関係機関との連携に関する役割分担の決定
(10) いじめの解消状況の確認及び解消判断
(11) 対応経過及び関係記録の管理

４　いじめ相談窓口・通報窓口

いじめ防止対策委員会を、学校におけるいじめの相談・通報窓口とする。
生徒及び保護者から相談を受けた教職員は、その内容を自らのみで判断・処理せず、原則として当日中に管理職及びいじめ防止対策委員会へ報告する。なお、生命、身体、自傷・自殺、性被害、金銭要求、脅迫等、緊急性が高いと判断される場合には、直ちに管理職へ報告する。

第３章　いじめの防止のための対策

本校では、教職員が当たり前のこととして、高い人権意識をもって、日々の指導を行うことを大切にしている。また、そのための研修や人権目標を設定し、人権意識向上に努めている。

「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめに向かわせない」ための未然防止に取り組むことが重要である。

１　未然防止の基本

（１） 教職員が明るい挨拶を心掛け、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを

行う。

（２） 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捉われることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

（３） 教職員が人権を大切にした関わりをし、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

２　いじめ防止のための取組

（１）人権を重視した教育活動の推進

学校生活の中で、児童生徒一人一人が自己を理解し、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、互いを尊重する感覚（人権感覚）を発達段階に応じて育てる。

（２） 人間関係づくり

① 児童生徒と教職員との信頼関係づくり

・教職員が児童生徒の障害特性、行動や心情の変化、その背景などを深く理解し、良さや可能性に目を向け、積極的に認め、褒める。

・児童生徒に公平に接し、一人一人を尊重した姿勢や態度で接する。

・不安や悩みを抱える児童生徒には、その心情に共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や支援をし、安心感、信頼感を築く。

・互いに助け合い、思いやりのある望ましい人間関係を目指した学級づくりを進めていく。

② 児童生徒同士の望ましい人間関係づくり

・係活動など一人一人の役割や活動の場を設定して、実績や成果だけでなく、取り組む姿勢や努力を互いに認め合い、たたえ合う雰囲気づくりを大切にする。

・生活単元学習などの協同的、体験的な活動を通して、協力して課題を解決する喜びを共感し合う場や機会を意図的・計画的に設定し、自他の理解を深め、互いに尊重し合う関係を築く。

・学校間交流、居住地校交流など同年代の人々との交流活動を通して、互いの理解を深め、尊重し合う関係を築く。

・児童生徒の発達段階に応じて、いじめについて考える場や機会を設定する。

・学級活動や生徒会活動など児童生徒が学級や学校の問題を解決する場を設定して、助け合いや思いやりの心を大切にした学校生活づくりを進める。

（３）生徒指導における指導体制及び方法の確認と研修会等の実施

人権、いじめ防止のための学習会を実施する中で指導体制、方法の確認を行う。

第４章　いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そこで、早期発見のために、以下の３点を学校全体で取り組む。

（１）日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

（２）学校は定期的なアンケート調査や聞き取り、また個別面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

（３）学校におけるいじめの相談・通報窓口は、学級担任、養護教諭、または教頭とする。保護者に対しては、学級担任が面談等を通してきめ細かく相談を行うことに加え、養護教諭やスクールカウンセラーなど学級担任以外の教職員、および外部の専門機関にも相談できる体制を整え、これらの情報を積極的に発信する。また、年２回の生活アンケート（児童生徒用・保護者用）を実施し、気になる兆候や記述が見られた場合は、速やかに状況確認や相談活動等のアプローチを行う。

○いじめ防止等のための年間計画

	児童生徒・保護者	教職員
４月		・いじめ防止基本方針の周知 ・人権教育全体計画の説明 ・人権教育委員会 ・いじめ防止対策委員会 ・コンプライアンス委員会 ・学年での指導方針の確認
５月	・保護者面談	
６月	・あいさつ運動(小中学部)	・人権チェックリスト活用
７月	・児童生徒、保護者アンケート調査、聞き取り①	・学年別人権学習会① ・１学期富士特スマイル目標(人権目標)のまとめ、掲示
９月	・保護者面談	・夏休みの児童生徒の状況把握 ・人権教育委員会 ・いじめ防止対策委員会 ・コンプライアンス委員会
10 月		・人権チェックリスト活用 ・学年別人権学習会②
11 月	・保護者アンケート調査、聞き取り② ・あいさつ運動(小中学部)	
12 月	・児童生徒アンケート調査、聞き取り②	・２学期富士特スマイル目標(人権目標)のまとめ、掲示
１月		・冬休みの児童生徒の状況把握 ・人権チェックリスト活用 ・学年別人権学習会③

２月	・保護者面談	・児童生徒指導状況の把握 ・コンプライアンス委員会 ・いじめ防止対策委員会
３月		・アンケート『いじめ問題取組状況に関する調査』 ・３学期富士特スマイル目標(人権目標)のまとめ、掲示
通年	・学期毎に富士特スマイル目標(人権目標)を設定【１学期：あいさつの花を咲かせよう、２学期：いいねの花を咲かせよう、３学期：ありがとうの花を咲かせよう】	・保健室利用記録等を活用した、いじめの予兆把握と実態調査

○いじめ未然防止のための取組

部	小学部	中学部	高等部
取組計画	○生活習慣を整え、自分のことは自分でする：日常生活の指導 ○友達と仲良く遊び、約束やルールを守って生活する：日常生活の指導、生活単元学習 ○係活動で自分の役割に取り組む。みんなのために働く：日常生活の指導 ○地域の同年代の児童とふれ合い、望ましい人間関係を育てる：交流及び共同学習 ○道徳の教科書の活用：国語、生活単元学習、自立活動 ○友達を認め合う場、良さを発見する場の設定：生活単元学習、学級活動	○挨拶運動：生徒会活　　動 ○学校生活の決まり、約束：学部集会、学級活動 ○友達との関わりについて（ＳＳＴ）：自立活動 ○思春期講座「友達との接し方」「性教育」：総合的な学習の時間 ○人のため・地域のために働く活動（はたらき隊）：作業学習、生活単元学習 ○道徳の教科書の活用：国語、生活単元学習、自立活動 ○友達を認め合う場、良さを発見する場の設定：生活単元学習、学級活動	○高等部生活の決まりの理解（生徒手帳、生徒心得）：生徒会活動、ホームルーム ○異性への接し方(性教育)：保健体育 ○自己理解、他者理解：職業、ホームルーム ○思いやりの学習（言葉遣い、大人のふるまい、いじめの理解）：学級活動 ○ボランティア活動(人のために、奉仕活動)：特別活動 ○道徳教育：総合的な学習の時間、職業、学級活動

第５章　いじめに対する措置

１　いじめ防止対策委員会の招集

富士特別支援学校いじめ防止対策委員会の招集

２　基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

3　いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織（**富士特別支援学校いじめ防止対策委員会**）」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、学校が責任を持って静岡県教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

学校や静岡県教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署、教育委員会に通報し、適切に援助を求める。

4 いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

① 事実関係の聴取	○いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。 ○もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「徹底して守り通すこと」を伝えるとともに、本人及び保護者のプライバシーを十分に保護する。なお、安全確保及び組織的対応のため必要な情報については、必要な範囲の教職員等で共有することを説明する。 ○児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
② 保護者への連絡	○家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、「徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去する。 ○事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
③ 支援体制	○いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝え、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。

	○いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、子どもの意向をくみながら環境の確保を図る。 ・別室登校や登下校の方法などを立てる。 ・状況に応じて出席停止制度を活用する
④ 関係機関との連携	○いじめの状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官など外部専門家の協力を得る。 ○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。 ○また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

5 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

① 事実関係の聴取	○いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。 ○いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
② 保護者への連絡	○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。 ○事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
③ いじめた生徒への指導	○いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であり、いかなる事情があってもいじめは許されないことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ○いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。 ○いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。 ○教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。 ただし，いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

6 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、「自分の問題」として捉えさせる。

（1）たとえ，「いじめを止めさせる」ことはできなくても、「誰かに知らせる勇気」を持つよ

う伝える。

（2）「はやしたてる」など同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに「加担する行為」であることを理解させる。

（3）学級全体で話し合うなどして、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせるようにする。

（4）勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出す…ことをもって判断する。

※全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

7 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み、画像・動画等を確認した場合は、必要に応じて URL、アカウント名、投稿日時、画面のスクリーンショット等を記録・保存し、証拠を保全した上で、被害拡大防止のため削除要請等の措置を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

8　いじめ対応フロー図

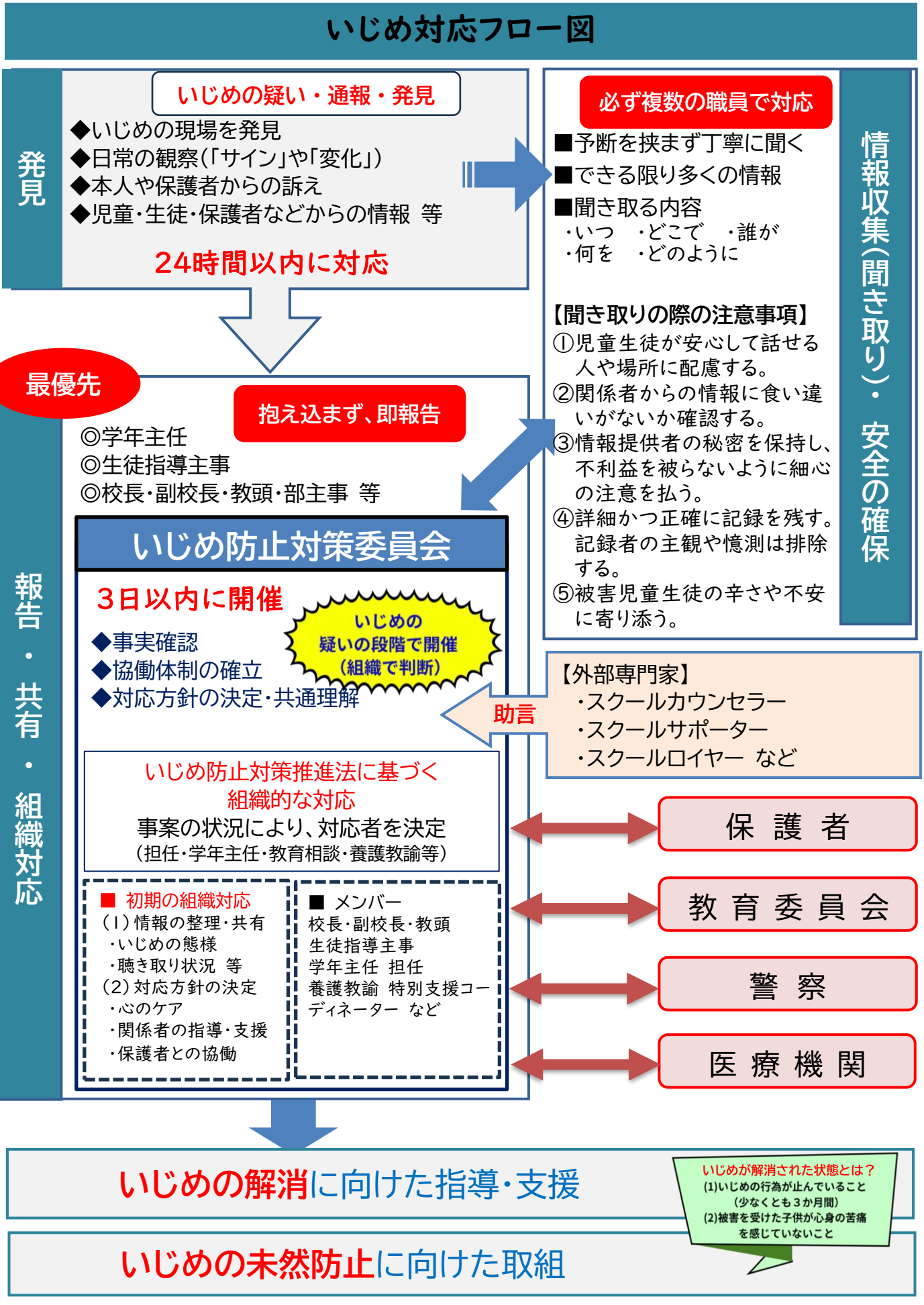
いじめ対応フロー図
発見
いじめの疑い・通報・発見
◆いじめの現場を発見
◆日常の観察(「サイン」や「変化」)
◆本人や保護者からの訴え
◆児童・生徒・保護者などからの情報　等
24時間以内に対応
必ず複数の職員で対応
■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容
・いつ　・どこで　・誰が
・何を　・どのように
【聞き取りの際の注意事項】
①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。
情報収集(聞き取り)・安全の確保
最優先
抱え込まず、即報告
◎学年主任
◎生徒指導主事
◎校長・副校長・教頭・部主事　等
報告・共有・組織対応
いじめ防止対策委員会
3日以内に開催
いじめの疑いの段階で開催(組織で判断)
◆事実確認
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解
助言
【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールサポーター
・スクールロイヤー　など
いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
(担任・学年主任・教育相談・養護教諭等)
■ 初期の組織対応
(1)情報の整理・共有
・いじめの態様
・聴き取り状況　等
(2)対応方針の決定
・心のケア
・関係者の指導・支援
・保護者との協働
■ メンバー
校長・副校長・教頭
生徒指導主事
学年主任　担任
養護教諭　特別支援コーディネーター　など
保護者
教育委員会
警察
医療機関
いじめの解消に向けた指導・支援
いじめが解消された状態とは？
(1)いじめの行為が止んでいること
(少なくとも3か月間)
(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
いじめの未然防止に向けた取組

第６章　重大事態への対処

１　重大事態の発見と調査

（１）重大事態とは

①いじめにより、「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）

②いじめにより、児童生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき。（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査）

③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

（２）重大事態発生時の基本的な対応

・管理職へ、正確な情報を迅速、正確に伝える。

・学校は静岡県教育委員会に報告し、設置者の判断のもと事態への対処や同種の事態の防止に向け組織を設ける。

・関係者からの聴き取り調査等を速やかに行い、事実関係を把握する。

・状況によっては、躊躇なく警察、教育委員会等関係機関へ支援を求める。（「CRT 派遣要請」等を念頭に置く。）

・いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ調査の結果をもとに、事実関係などの情報を提供するとともに、二次被害を防止する。

（３）校内の組織体制と役割分担

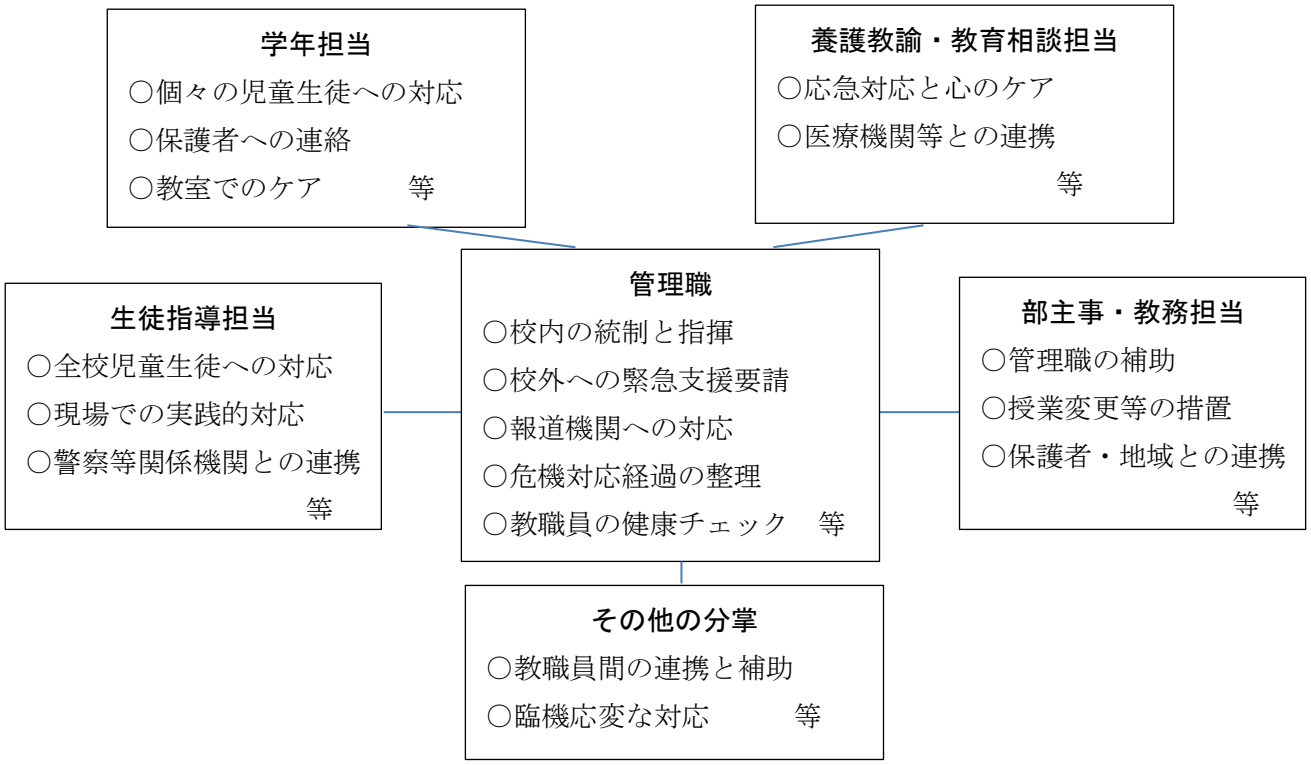

（4）調査を行うための組織

・学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめ防止対策委員会」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加える。（心理の専門家、警察等）

・学校の設置者が調査主体となる場合：県教育委員会に附属機関として調査組織を置き、調査を実施することが考えられる。この調査組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図る等、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（5）事実関係を明確にするための調査の実施

・学校の設置者・学校の不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合って対応する。

A　いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施。
B　いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。

（6）調査結果の提供及び報告

・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

・静岡県教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

・希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

・学校は調査の結果を、県教育委員会を通じて知事に報告する。

（7）説明責任とマスコミ対応・危機管理

個人情報保護への配慮の上、正確な情報を提供する。

① 保護者への対応（保護者会）

・趣旨説明：子どもを守り、より良い方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。

・情報提供：全ての子どもや保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。

・対応策の提示：保護者が安心できるよう、今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

② マスコミへの対応

・取材要請があった場合、教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。

・多くの取材要請が予想される場合、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。

・取材要請が多いことが予想される場合、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、教育委員会と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努

める。

・ 不明なことや把握していないことは、その旨を正確に答える。断片的な情報で誤解を与えることがないようにする。

静岡県立富士特別支援学校　いじめ聞き取りシート

１．基本情報

	記入・選択欄		
区分	加害　・　被害　・　その他（　　）		
学部	学部	学年・クラス	年　　組
対象者氏名	氏名：		
聞き取り日時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分		
聞き取り者			
記録者			

２．聞き取り内容詳細

	記録欄（客観的な事実を具体的に記入してください）
い つ	
どこで	
誰から ／ 誰が	
何をされたか ／ 何をしたか	
対 応	

※回覧後生徒指導課で保管